

平成17年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等

下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

(建設局)

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
<p>第3章 包括外部監査の結果及び意見 収入調定と債権管理</p> <p>4. 債権管理方法について(報告書46頁~47頁)</p> <p>ア 滞留債権に関して、滞納者別に、現時点までに、建設局として、どのような対処をしてきたか経過を記録した管理台帳が、網羅的に作成されていませんでした。滞留債権管理において、担当者の経験・判断に基づき、いつ、どのようなアプローチを実施したかについて、滞留理由の把握状況、責任者の承認の有無を含めて、検証可能なように管理することが重要と考えられます。また、管理台帳を作成することで、担当者個人の経験に過大に依拠するのではなく、滞留要因と対処方法について、市としてノウハウを蓄積することで、将来の滞留債権の発生防止及び有効な回収方法の検討につながると考えられます。よって、管理台帳の作成を検討する必要があります。</p>	<p>滞留債権の管理については、これまで、債権の回収が困難と思われる滞納者について、個別のファイルを作成し、交渉経緯や対応を記録し、債権回収の向上に努めてきた。</p> <p>ご指摘の事項については、既に平成18年度当初から、滞留債権に関して滞納者別に管理台帳を作成し、相手方との交渉内容、債権の回収状況等を逐一記録しており、債権の回収に一層努めている。</p>	<p>措置済</p>
<p>イ 未収債権に関して、未収債権者リスト等の相手先別に残高を一覧して把握できる表は作成されていません。2ヶ月に1度の頻度で実施される調定ごとに、滞留先別の債権残高や、前回の調定以降の回収のために実施した事項等を一覧できる資料を作成し、未収債権に対する取組み状況をタイムリーに、経営管理課長に報告する体制をとることが内部管理上、有効と考えられます。</p>	<p>ご指摘の事項については、既に平成18年度当初から、毎月の調定に先立ち、未収債権に関して、未収債権者リストを作成し、相手方別の残高、交渉経緯、取り組み状況、収納状況が一覧でわかるようにし、経営管理課長まで報告している。</p>	<p>措置済</p>
<p>5. 水道局から建設局への一括返還債権について(報告書47頁~50頁)</p> <p>延滞金に関して、債権回収自体が困難な滞留債権について延滞金まで徴収することが困難な状況であることは理解できますが、他の使用者との公平性や、条例に基づく適切な業務の執行という観点からすると、条例に基づく厳格な徴収を行なうべきです。</p>	<p>ご指摘のとおり、今後はできるかぎり条例に基づく適切な業務を執行していく。</p>	<p>措置方針等</p>

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
<p>6 . 不納欠損処理について（報告書 50 頁～53 頁） 不納欠損処理の大部分が転居先不明という状況の中で、未収債権に対する方針を明確にするとともに、転居先不明による未収債権削減にむけた取組み（例えば、市民への転居先通知促進のための啓蒙活動等）を検討する必要があると考えられます。</p>	<p>ご指摘のとおり、転居先不明による不納欠損処理を少しでも削減するため、転居先の調査を行うとともに、今後は市民への転居先通知促進のための啓発活動を検討していく。</p>	<p>措置方針等</p>
<p>契約事務</p> <p>3 . 監査の結果と意見 (10)神戸市から（財）神戸市都市整備公社への事務費支払いについて（報告書 77 頁～78 頁） （財）神戸市都市整備公社へ随意契約により委託、請負を依頼する場合の事務費の算出根拠について再検討し、情勢変化に伴い定期的に見直してゆく制度の導入が必要と思われます。</p>	<p>事務費の算出根拠について、国庫補助金の事務費算定要領（工事関係）や日本下水道協会の維持管理積算要領（維持管理関係）等を参考に再検討を行い、その後も定期的に見直しを行っていく。</p>	<p>措置方針等</p>
<p>財産管理</p> <p>1 . 固定資産に係る会計処理について（報告書 79 頁～81 頁） 下水道事業会計では、資本的支出と収益的支出の区別が企業会計のように明確に区別されていません。撤去費及び原状復帰費は、企業会計では明らかに固定資産の取得原価に含めるべきでない支出です。従って、固定資産を計上する際には、見積書等証憑書類をよく吟味し、取得原価となるものと、費用となるものとを明確に区別する必要があります。</p>	<p>ご指摘後、撤去費及び原状復帰費については収益的支出で支出することを徹底し、固定資産の取得原価ではなく費用として会計処理を行う措置を講じた。</p>	<p>措置済</p>

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
<p>3 . 財産管理の現物確認について（報告書 82 頁～83 頁）</p> <p>視察を行った事業所について、機械装置、工具器具備品の物品に固定資産ナンバー、取得年月日及び資産名等が記載される識別票が全く貼付されておりませんでした。</p> <p>識別票は、現物を管理する上で必要となりますし、現物確認の手続きを効率的に行う上でも必要なものですので、識別票の貼付は必要と考えます。</p>	<p>固定資産については、工事完了後、台帳を作成し、すべてに通し番号を付している。</p> <p>平成 17 年度決算による計上分より、資産番号、所在場所、取得年月日や資産名等を記入したシールの貼付を行うとともに、過去計上分についても順次確認の上貼付を行っていく。</p>	措置方針等
<p>5 . 共同溝について（報告書 87 頁～92 頁）</p> <p>国道 2 号神戸共同溝事業に対してすでに下水道事業会計から 19 億円が支払われています。この共同溝が神戸市民にとって有益なものであるならば、投資回収を図るためにも早期に維持管理に関する管理協定を結び、一日も早い供用開始に努めるべきです。</p> <p>また、当初の供用開始予定が伸びている原因を究明し、今後の共同溝の参画への参考にすべきです。</p>	<p>兵庫国道事務所が施工中の補修工事が完成後、補修箇所の確認を行い、管理協定の協議に入る予定である。平成 18 年度 9 月までには、協定締結し平成 19 年度には、切替工事に着手したい旨を兵庫国道事務所に伝えている。</p>	措置方針等
<p>. 人件費</p> <p>7 . 退職給与引当金について（報告書 104 頁～106 頁）</p> <p>退職給与引当金については、少なくとも自己都合退職の場合の期末要支給額を計上しておく必要があります。引当不足額 36 億円については、下水道事業会計の経営状況も勘案しながら、一定の年数（平均残余勤務期間内、例えば 15 年）で規則的・計画的に充当していくことを検討する必要があります。</p>	<p>退職給与引当金については、年度末に在職している職員全員が普通退職する場合の要支給額を目標額として、予算の範囲内で可能額の引当を行ってきた。</p> <p>今後は、長期的な経営状況を勘案しながら、引当不足額を規則的・計画的に充当していくことを検討する。</p>	措置方針等